



令和4年3月31日

不動産・建設経済局不動産市場整備課

不動産の共通コードとしての「不動産 ID」のルールを整備！

～不動産 ID ルール検討会の中間とりまとめを踏まえ、「不動産 ID ルールガイドライン」を策定～

国土交通省では、不動産関連情報の連携・蓄積・活用の促進に向けて、各不動産の共通コードとしての「不動産 ID」に係るルールを整備するため、昨年9月に「不動産 ID ルール検討会」を立ち上げ、このたび、中間とりまとめを行いました。今般、これを踏まえて国土交通省として不動産 ID のルールと利用に当たっての留意点を解説する「不動産 ID ルールガイドライン」を策定しました。

～不動産 ID ルールガイドラインのポイント～

○ 不動産 ID のルール

- ・ ID は、不動産登記簿の不動産番号(13桁)と特定コード(4桁)で構成される17桁の番号。
- ・ 不動産番号のみで対象不動産を特定できない場合に、一定のルールに基づいて、特定コードに個別の符号を入力。

○ 不動産 ID の活用に向けた前提

- ・ ID を用いる上での基本的な前提・留意点として、不動産 ID と個人情報保護法との関係、正確な ID 入力を促進するための留意点、ID を活用したデータ利用を検討する際の留意点を解説。

<不動産 ID とは>

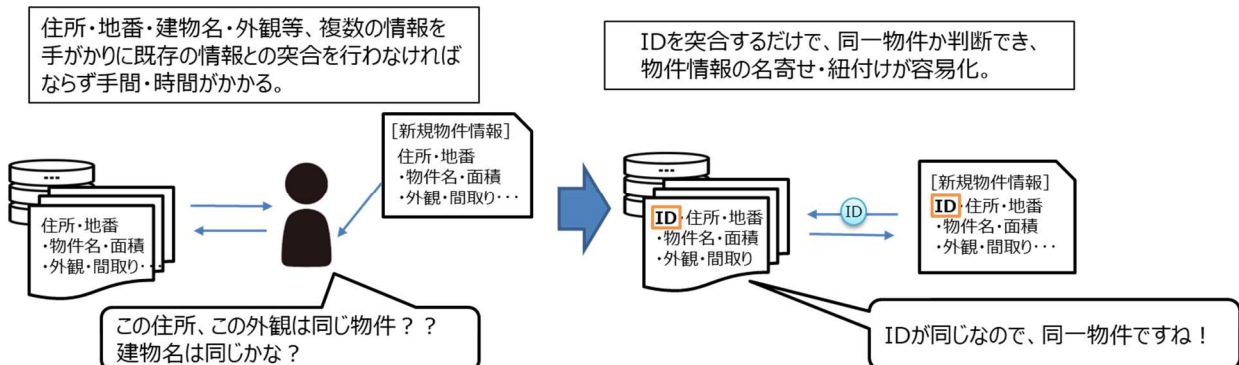
「不動産 ID」は、不動産を一意に特定する、各不動産の共通コードです。不動産 ID によって、住所の表記ゆれや同一住所・地番に複数の建物がある場合も含め、一義的に不動産を特定できます。不動産 ID は、このルールに基づき、官民どなたでも活用いただけるものです。これにより、不動産関連情報の連携・蓄積・活用の促進など、幅広い活用が期待されています。

詳細は資料掲載 HP の「不動産 ID 検討会中間とりまとめ」をご覧ください。

<資料掲載 HP>

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk5_000001_00006.html

【不動産 ID の活用の一例：情報の名寄せ・紐付けが容易化し業務効率が向上】



お問合せ先

不動産・建設経済局不動産市場整備課 徳増、栗橋

TEL : 03-5253-8111 (内線 30423) 直通 : 03-5253-8382 FAX : 03-5253-1579